

令和7年度答申第25号
令和7年8月7日

諮問番号 令和7年度諮問第32号（令和7年6月30日諮問）
審 査 庁 厚生労働大臣
事 件 名 障害者の雇用の促進等に関する法律58条1項に基づく追徴金徴収処
分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」又は「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。令和4年法律第104号による改正（令和6年4月1日施行）前のもの。以下「法」という。）58条1項の規定に基づく令和5年度の障害者雇用納付金（以下「本件納付金」という。）に係る追徴金（以下「本件追徴金」という。）を徴収する処分（以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）納付金関係業務

ア 法49条1項は、厚生労働大臣は、法37条2項で定める対象障害者の

雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、同項各号に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う旨規定し、同項１０号は、事業主からの障害者雇用納付金（以下「納付金」という。）の徴収について規定する。

イ 法４９条２項は、厚生労働大臣は、納付金関係業務の全部又は一部を機構に行わせるものとする旨規定する。

（２）納付金関係業務調査

法５２条１項は、機構は、法４９条１項１０号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、対象障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他の物件の提出を求めることができる旨規定する。

（３）納付金の徴収、納付義務、納付額等

ア 法５３条１項は、機構は、障害者雇用調整金等の支給に要する費用等に充てるため、事業主から、毎年度、納付金を徴収する旨規定し、同条２項は、事業主は、納付金を納付する義務を負う旨規定する。

イ 法５６条１項は、事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日から４５日以内に機構に提出しなければならない旨規定し、同条４項は、機構は、同条１項の申告書の記載に誤りがあると認めたときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする旨規定し、同条５項は、納入の告知を受けた事業主は、同条１項の申告に係る納付金の額が同条４項の規定により機構が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から１５日以内に機構に納付しなければならない旨規定する。

（４）追徴金

法５８条１項本文は、機構は、事業主が法５６条５項の規定による納付金の不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額に１００分の１０を乗じて得た額の追徴金を徴収する旨規定し、法５８条１項ただし書は、事業主が天災その他やむを得ない理由により、法５６条５項の規定による納付金の不足額を納付しなければならなくなった場合は、この限りではない旨規定する。また、法５８条３項は、機構は、追徴金を徴収する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和5年4月3日、本件納付金の申告（以下「本件申告」という。）を行い、同月7日、本件納付金として5万円を納付した。

（令和5年度障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金及び特例給付金支給申請書（申請当初）、障害者雇用納付金システム事業主別収納情報表示）

- (2) 処分庁は、令和6年10月3日、審査請求人に対し、本件納付金に係る納付金関係業務調査（以下「本件調査」という。）を実施したところ、本件申告時に、納付金の納付額等の算定の基礎となる常時雇用する労働者（以下「常用雇用労働者」という。）の総数把握において、一定期間を定めて雇用される者であり、かつ1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者に該当する者の一部（以下「本件対象労働者」という。）を常用雇用労働者数として計上していなかったことが判明した。これにより、処分庁は、審査請求人の常用雇用労働者の数が、本件申告時の5073人ではなく、5347人になることを確認した。

（令和6年度（令和5年度申告申請分）納付金算定調査書、障害者雇用納付金関係業務調査日報・事業主対応記録簿、令和5年度障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金及び特例給付金支給申請書（調査後修正））

- (3) 処分庁は、令和7年1月7日付けで、審査請求人に対し、本件納付金の不足額（55万円）の納入告知（以下「本件納入告知」という。）及び本件追徴金（5万5000円）を納付するよう通知（本件処分）をした。

（納入告知書及び追徴金通知書）

- (4) 審査請求人は、令和7年2月27日付けで、審査庁に対し、本件処分を不服として、本件審査請求をした。なお、審査請求人は、本件納入告知に係る審査請求はしていない。

（審査請求書、補正書）

- (5) 審査庁は、令和7年6月30日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件処分は、納付金の算出において、審査請求人が計上していなかった

入社1年未満のパート社員も常用雇用労働者に含めなくてはならず、再計算すると不足人数が発生するから、不足額を納付しなければならないとの理由でされたものである。

- (2) しかし、処分庁が審査請求人に対して行った過去2回（平成24年、令和元年）の納付金関係業務調査では、入社1年未満のパート社員は常用雇用労働者に含めなくてよいと指導されている。この点につき、本件調査を行った調査員は、過去2回の調査員は単なる確認漏れであったと説明したが、審査請求人は、過去の調査日当日に、直接、調査員に対し、雇用契約書に更新しない旨の記載があるならば入社1年未満のパート社員を含めなくてよいことを確認しており、その上で算出したものである。

また、処分庁は、障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書（以下「記入説明書」という。）において、「雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」が常用雇用労働者に該当し、「雇用契約書、雇入れ通知書等において、その雇用が更新されない旨が明示されている場合又は更新の有無が明示されていない場合であって、類似する形態で雇用されている他の労働者が1年を超えて引き続き雇用されている等の更新の可能性がある実態にある場合」はこれに当たると記載されていると主張するが、記入説明書の記載内容には、読み手（企業側）の判断に委ねるような曖昧な記述もあり、読み手によって解釈が異なり得る。このことは、①過去2回の調査において、調査員から入社1年未満のパート社員は雇用契約書に更新の可能性が無い旨の記載があれば常用雇用労働者に含めないでよいと指導されたこと、②本件調査の調査員も、当初は常用雇用労働者に含めないでよいと話していたこと、及び③機構A支部B課の担当者も、当初は常用雇用労働者に含めないでよいと解釈していたことから明らかである。このように、処分庁の調査員やB課の担当者でも解釈・判断を誤るような内容のものを、企業側が記入説明書を読んだだけで正しく判断できるとは到底考えられない。

そして、記入説明書において不明確な部分については、調査員等の処分庁側に確認を取るとは当然の行為であり、それに対し、処分庁は、正しく教示・指導する義務があるから、記入説明書に記載があるというだけで責任を免れられるものではない。審査請求人の業態も、受注状況に応じて、短期間でパート社員を雇用することがある一方、継続雇用に切り替える場合もあるため、記入説明書の記載内容からは判断し難いものであり、過去の調査の調査員に確認を行った上で、常用雇用労働者に含めないでよいとの指導を受

けたものである。

- (3) よって、不足額の納付が発生したのは、審査請求人の責に帰すべき事由によるものではなく、やむを得ない理由によるものであるため、法58条（追徴金）には該当せず、不当に追徴金を要求されたため、本件処分の取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

1 本件処分の違法性又は不当性について

(1) 過去の調査時の説明との整合性について

過去2回（平成24年12月19日及び令和元年5月22日）の調査で調査員が行った説明については、処分庁において、既に該当年度の業務調査に係る記録の保存年限を超過し、廃棄されていることから、事実確認ができる資料はない。また、審査請求人も、過去2回の調査において、調査員が行った説明を裏付ける根拠を示していない。

したがって、過去の調査における処分庁の指示により、本件対象労働者を常用雇用労働者に計上しなかったため不足額の納付が発生したということ、やむを得ない理由（法58条）とすることはできない。

(2) 常用雇用労働者における雇入れの時から1年未満の者の取扱いの妥当性について

弁明書において処分庁が主張しているとおり、記入説明書（平成23年度納付金、平成30年度納付金及び令和5年度納付金に係るもの）には、常用雇用労働者に該当する者として「雇入れのときから1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者」と記載されており、この判断に当たり具体的に該当する者として、雇用契約書、雇入れ通知書等において、その雇用が更新されない旨が明示されている場合又は更新の有無が明示されていない場合であって、類似する形態で雇用されている他の労働者が1年を超えて引き続き雇用されている等の更新の可能性がある実態にある場合などと記載されている。また、本件対象労働者については、「障害者雇用納付金関係業務調査日報・事業主対応記録簿」に、「1. 有期雇用契約者（臨時：2か月、6か月）契約書には契約更新は行わないとの記載あり。（前々回及び前回調査でこの文言が入っていれば常用雇用労働者に計上不要との機構説明があったとのこと。） 2. 実際には契約延長している有期雇用契約者がおられたため、上記有期雇用契約者は常用雇用労働者数の計上対象となる」と記載のとおり、

本件調査において、本件対象労働者の雇用契約書には「契約更新は行わない」旨の記載を確認したが、類似する形態で雇用している労働者が契約更新を行い1年以上雇用されている事実が判明している。

この点につき、本件対象労働者は、契約更新は行わない旨雇用契約書に記載のある有期雇用契約者であるものの、当該者と同様の雇用形態であって雇用契約書に同様の記載がある他の有期雇用契約者の中に契約延長を行っている者がいたため、記入説明書における説明のとおり、本件対象労働者についても常用雇用労働者として計上する必要が生じたものである。そのため、処分庁が、本件申告における常用雇用労働者の数を修正し、法56条4項、法58条1項に基づき、本件申告の記載に誤りがあると認めて行った本件納入告知及び本件処分は妥当である。

2 まとめ

以上によれば、本件処分には違法又は不当な点は認められない。
よって、本件審査請求には理由がないため、棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はないとわれない。

2 本件処分の違法性又は不当性について

- (1) 法56条4項は、機構は、同条1項の申告書の記載に誤りがあると認めるときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする旨規定し、同条5項は、納入の告知を受けた事業主は、同条1項の申告に係る納付金の額が同条4項の規定により機構が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から15日以内に機構に納付しなければならない旨規定する。

そして、法58条1項は、機構は、事業主が法56条5項の規定により納付金の不足額を納付しなければならない場合には、天災その他やむを得ない理由による場合を除き、その納付すべき額に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収すると定めている。

- (2) 第1の3(1)から(3)までに記載のとおり、審査請求人は、本件納付金として5万円を納付していたが、本件調査により、60万円が納付すべき納付金額であることが判明し、処分庁は、審査請求人に対して、差額の55万円について納入告知を行ったものである。

(3) 上記(1)及び(2)を踏まえると、追徴金の額は、納付金の不足額として納付すべき額に100分の10を乗じて得た金額であるから、55万円に100分の10を乗じた額である5万5000円となり、本件処分の追徴金の額に誤りは認められない(なお、本件審査請求に係る諮問説明書及び審理員意見書には、この点について審査庁及び審理員が検討した形跡はうかがわれない。)

(4) 審査請求人は、機構の過去2回の調査において、雇用契約書に更新しない旨の記載があるならば入社1年未満のパート社員は常用雇用労働者に含めなくてよいと指導されたことから、不足額の納付が発生したのは審査請求人の責に帰すべき事由ではなく、法58条1項ただし書の「天災その他やむを得ない理由」に該当する旨主張するため、検討する。

法58条1項ただし書の「天災その他やむを得ない理由」の解釈について、審査庁に照会したところ、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号。以下「労働保険徴収法」という。)は、労働保険の保険料の徴収について、障害者雇用納付金と同様に、事業主に対する徴収義務について規定し、また、追徴金についても規定している。具体的には、同法第21条第1項において、追徴金の徴収について、「ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなくなった場合は、この限りでない。」旨の規定をおいている。労働保険徴収法において、第21条第1項に規定する「天災その他やむを得ない理由」は、地震、火災、洪水、暴風雨等不可抗力的なできごと及びこれに類する真にやむを得ない客観的事故をいい、法令の不知等は含まれないものと解されている。法第58条第1項の「天災その他やむを得ない理由」に係る解釈が記載されている資料はないが、これまで、労働保険徴収法と異なる解釈での取扱いが行っていない。」と回答があった。

上記解釈について、法58条1項の文理からも不合理な点は見当たらないところ、本件において、不足額の納付が生じたことにつき、「地震、火災、洪水、暴風雨等不可抗力的なできごと及びこれに類する真にやむを得ない客観的事故」があったとは認められない。また、過去2回の調査の記録については、文書の保存期間が満了し廃棄され、審査請求人からも証拠書類の提出がないことから、審査請求人が主張する指導の有無については確認できないが、仮に誤った指導があったとしても、そのことは「天災その他やむを得ない理由」には該当しない。

したがって、審査請求人の主張は採用できず、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 付言

(1) 取消訴訟の教示について

本件処分の通知書には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）82条1項に基づく教示は記載されているが、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）46条1項に基づく教示は記載されておらず、同教示がされなければ、処分の名宛人が取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。処分庁は、取消訴訟の教示をする必要がある。

(2) 審査庁及び審理員による検討について

本件では、審査庁及び審理員が処分庁の決定した追徴金の額が適正であるか否かについて検討した形跡がうかがわれない（上記2（3））。

金銭を徴収する処分において、徴収された金額が適正であるか否かは、本件処分の中核をなすものであるから、本件の審理は、審査庁及び審理員が本来すべき調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

(3) 処分庁の対応について

審理員意見書では、「処分庁においては記入説明書に常用雇用労働者に該当する者について記載があると主張するが、記入説明書における常用雇用労働者に該当する者についての説明文は一見してわかりやすいとは言えず、今回の事例のように、読み手となる事業主によっては解釈誤りが生じる可能性が相当程度あり、また、実際、過去の調査では記載と異なる解釈を示していた可能性があること及び電話相談においても異なる解釈を当初示していたことを踏まえると、現行の記載内容で事業主に対して十分な説明がなされているとは言い難く、また、全国で同様の取扱いがなされているかも疑問がある。本件処分の是非とは別に、処分庁においては、事業主に対して統一的な指導が行えるよう、記入説明書の説明文の記載を改善するとともに、担当窓口や業務調査に携わる調査員を対象とした研修を行う等して、給付金等申告申請書の記載誤りの防止策の措置を講じることが必要である」との付言が付されている。

本件の証拠書類からは、審査請求人による電話相談において機構のA支部の窓口担当者が誤った解釈を示したことまでは直ちに認められないが、障害者雇用納付金関係業務調査日報・事業主対応記録簿から、本件調査の調査員が、常用雇用労働者の計上方法に係る指摘について持ち帰り、翌日正式に

回答したこと、また、後日、審査請求人の担当者が機構のA支部の窓口担当者宛てに電話で確認した際にも、当該窓口担当者は回答に不安があったため別の者になったという経緯があったことが認められる。これらを踏まえると、業務調査に携わる調査員や窓口担当者においても常用雇用労働者の計上方法に係る理解が十分であったとはいえない。

処分庁は、事業主に対する常用雇用労働者の計上方法の説明をより分かりやすくする方法を検討するとともに、業務調査に携わる調査員や窓口担当者に対して、研修を行う等して、正しい説明がなされるよう対策を講じるべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一